

反社会的勢力排除に関する誓約

第1条

私は貴社に対し、自らが、駅Myロッカーの利用申込み時点において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下、これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

第2条

私は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを貴社に対し確約します。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴行の信用を毀損し、又は貴行の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

第3条

私が暴力団員等若しくは第1条各号のいずれか一つにでも該当し、若しくは前条各号のいずれか一つにでも該当する行為をし、又は第1条の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、ただちに、駅Myロッカーの利用契約は解除されるものとし、駅Myロッカーの利用は中止されるものといたします。ただしこの場合であっても、本書第2条の規定はその効力を有するものとしします。

第4条

本書各条の規定の適用により私に損害又は損失が生じたとしても、貴社はなんらの責任を負わないものとしします。また、本書各条の規定の適用によって貴社に損害又は損失が生じた場合には、私はこれを賠償する責を負うものとしします。

第5条

本書の有効期間は、駅Myロッカーの利用期間中は有効に存続します。

以上